遺言・相続 弁護士費用一覧

報告 전表 (***)	サポートブラン	サポート内容	料金
報題 (世界)	90 F777	A W LLAD	
議事者がは (日本の本) (A)		自筆証書遺言(※1)	
通常性の	遺言書作成		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			
報告 (1977) (1975) (19			
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			
報告の単位性表の		公正証書遺言(※2)	
超成人中10年末期			
(株)			
解説 大田(佐名) 上	遺産分割協議書	相続人が10名未満	
「			
(本学教人会) 日本		相続人が10名以上	
	成年後見人選任	裁判所に提出する成年後見人選任申立書一式を作成	
(日本)		します	
関語を寄せれていまった。	N= +1 /= +1 /= +	遺言執行人に指定された方の代理人として遺産を分	
報告 10 전 10	遺言執行サポート	配します	事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
#### 1		相続財産の価額が500万円以下	25万円 (税込27万5000円)
#### 2007年 (日本) 1977年 (日本) 2017年 (日本) 2017		相続財産の価額が500万円超~5000万円以下	価額の1.2%+19万円 (税込20万9000円)
個別が中の一	相続手続代行	相続財産の価額が5000万円超~1億円以下	価額の1.0%+29万円(税込31万9000円)
選手会計 257500円 (他込375500円 (地) 257500円	パック	相続財産の価額が1億円超~3億円以下	価額の0.7%+59万円 (税込64万9000円)
製造別サポート お田瀬		相続財産の価額が3億円以上	価額の0.4%+149万円 (税込163万9000円)
競技・労用・		事務手数料	3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
機能分析	調杏サポート	財産調査	手数料 5万円~20万円 (税込5万5000円~22万円)
接高・分野・協議の (中間をきる) の収集	門旦ノ小「	相続人調査	事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
		検認申立書の作成・提出	
報告日の地域		必要書類(戸籍謄本等)の収集	報酬 10万円 (税込11万円)
お子型 10万円(接込11万円) (なお、同一の接触数人について、2名以上相談放棄される場合、2名以間1名につき7万5000円(接込5万2500円)) (本本) 同一の接触数人について、2名以上相談放棄される場合、2名以間1名につき7万5000円(接込5万2500円)) (本本) 同一の接触数人について、2名以上相談放棄される場合、2名以間1名につき7万5000円(接込5万5000円)) (本来) 日本 10万円(接込11万円) (なお、同一の接触数人について、2名以上相談放棄される場合、2名以間1名につき7万5000円(接込5万5000円)) (本本) 同一の接触数人について、2名以上相談放棄される場合、2名以間1名につき7万5000円(接込5万5000円)) (本本) 同一の接触数人について、2名以上相談放棄される場合、2名以間1名につき7万5000円(接込5万5000円)) (本本) 同一の接触数人について、2名以上相談放棄される場合、2名以間1名につき7万万000円) (なお、同一の接触数人について、2名以上相談放棄される場合、2名以間1名にクラフアの(投込5万5000円)) (なお、 調整なでのご依頼の場合、1名につき2万円(接込5万500円)) (なお、 複数なでのご依頼の場合、1名につき2万円(接込2万5000円)) (お本) 経験なでのご依頼の場合、1名につき2万円(接込2万5000円)、2名以間1名につき5万円 (接込5万00円)) (おお、 複数なでのご依頼の場合、1名につき3万円 (接込2万5000円)、2名以間1名につき5万円 (接込5500円)) (おお、 複数なでのご依頼の場合、1名につき3万万00円(接込2万5000円)、2名以間1名につき5万円 (接込5500円)) (おお、 複数なでのご依頼の場合、1名につき3万円 (接込2万5000円)、2名以間1名につき1万円 (接込5500円)) (おお、 復数なでのど板の場合、1名につき3万円 (接込2万5000円) (を込3万500円) (を込1万万00円) (を込5500円)) (本お、 複数なでのご依頼の場合、1名につき3万円 (接込2万500円) (を込3万500円) (を込3万500円) (を込3万500円) (を込3万500円) (を込3万500円) (を込3万500円) (を込3万500円) (を込3万500円) (を込3万万00円) (を込1万万00円) (を込1万万00円) (を込1万万00円) (を込1万万00円) (を込3万万00円) (を込1万万00円) (を込1万万00円) (を込1万万00円) (を込1万万00円) (を込1万万00円) (を込1万50円) (を込1万万00円) (DCBD 2 55	検認日の出頭	事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
		証明書の取付	
(なお、同一の時間長人について、2名以上相談教室される場合、2名以降1名につき7万5000円(税込5万500円)) 末半送技存期間が1ヵ月以内しかない場合、上記看手金に加え、1名あたり5万円(税込5万500円) (機能者からの通知により初めて自身が相談人であると知った場合など) 素手金 10万円(税込1月7円) (なお、同一の時間長人について、2名以上相談改章される場合、2名以降1名につき7万5000円(税込8万2500円)) ※申述技序期間が1ヵ月以内しかない場合、上記看手金に加え、1名あたり5万円(税込5万500円)) ※申述技序期間が1ヵ月以内しかない場合、上記看手をに加え、1名あたり5万円(税込5万500円)) ※申述技序期間が1ヵ月以内しかない場合、上記看手をに加え、1名あたり5万円(税込5万500円)) (なお、同一の時間長人について、2名以上相談改章される場合、2名以降1名もたり5万円(税込5万500円)) (なお、同一の時間長人について、2名以上相談改章される場合、2名以降1名あたり3万円(税込3万7500円)) (なお、同一の時間長人について、2名以上相談改章される場合、2名以降1名あたり3万円(税込3万7500円)) ・ 金藤子教科(定型・非立正参定な戸籍をオイでご提供いただける場合 2万円(税込2万7200円)) ・ 金藤子教科(定型・非立正参定な戸籍をオイでご提供いただける場合 2万円(税込2万7200円)) ・ 金藤子教科(定型・非正正参定な戸事金を対して、2名以降1名もたり3万円(税込3万7500円)) ・ 金藤教育・10万円(税込3万500円)) ・ 金藤教育・10万円(税込3万500円))、2名以降1名につき7万円(税込1万7000円)) ・ 金藤教育・10万円(税込3万7500円)) ・ 金藤教育・10万円(税込3万7500円)(税込3万7500円) (を込 3万7500円)) ・ 金藤大は最素が自然が2000円の下の場合 経済が利益の15%・130万円(税込3万7円) ・ 金藤子は日本が自然が2000円の場合 経済が利益の15%・130万円(税込3万円) ・ 金藤の計画を2000円の場合 経済が利益の15%・130万円(税込3万円) ・ 金藤子は日本が3000円の下以下の場合 経済的利益の15%・130万円(税込3万円) ・ 金藤を20万円(税込3万7500円)(策込 3万500円)(策込 3万500円)(策込 3万500円)) ・ 金藤子は日本が自然の200万円による 23円以下の場合 経済的利益の15%・130万円(税込3万円) ・ 金藤のよりには日本の3万円(税込3万万円) (税込3万万円) (税込3万万円) (税込3万円) (税込3万万円)) ・ 金藤のよりに経済が10万円 (税込3万万円) (税込3万万円)) ・ 金藤のよりには月末の3円(税込3万万円) (税込3万万00円))		相続放棄のお手伝いをします	
# 本半送秩序期間が1ヵ月以内しかない場合、上記書手金に加え、1 名あた 9 5万円(税込5万5000円)			
相談放棄サポート 相談放棄のお手伝いをします 本語 (定型・非定型共満) (採5) ・ご依頼者よりからに必要な戸籍をすべてご提供いただける場合 2名以降1名につき757000円 (投込575000円) ・ 本部 (定型・非定型共満) (採5) ・ ご依頼者よりがどに必要な戸籍をすべてご提供いただける場合 2万円 (投込2752000円) 、2名以降1名につき5000円 (投込3773000円) ・ 当事務で付限が、2000円 (投込37000円) 、2名以降1名につき5000円 (投込3773000円) ・ 当事務で付限が、2000円 (投込37000円 (投込37000円) 、2名以降1名につき17円 (投込1751000円)) ・ 当事務で付限が、2000円 (投込37000円 (投入375500円) 、2名以降1名につき17円 (投入1751000円)) ・ 本部 (保証 (保証) ・ は (保証) ・			
機能放棄サポート 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします おおりにない、口のの使相談人について、2名以上相談放棄される場合、2名以降1名につき7万5000円(税込3万5000円) ※申述販券存制的が1カ月以内にかない場合、上記着予金に加え、1名あたり5万円(税込3万5000円) (なお、同つの使相談人について、2名以上相談放棄される場合、2名以降1名あたり3万円(税込3万3000円) (なお、同つの使相談人について、2名以上相談放棄される場合、2名以降1名あたり3万円(税込3万3000円) (なお、相談なそのご依頼の場合、1名につき2万円(税込2万2000円)。2名以降1名につき5000円(税込5500円)) ・当事務所で相談人間数を行う場合、3万5000円(税込2万5000円)(役込 4数数名でのご依頼の場合、1名につき3万円(税込2万5000円)(役込3万8500円)(なお、複数名でのご依頼の場合、1名につき3万500円(税込3万8500円)、2名以降1名につき500円(税込5500円)) ・当事務所で相談人間数を行う場合、3万5000円(税込3万8500円)、2名以降1名につき500円(税込5500円)) ・当事務所で相談人間ならずり場合、3万500円(税込3万8500円)(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万1000円)) ・おきまを対象とすることのでは簡単は、20万円(税込3万500円)(税込3万8500円)(税込1万00円)) ・おきまを対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対			※申述残存期間が1か月以内しかない場合、上記着手金に加え、1名あたり5万円 (税込5万5000円)
機能放棄サポート 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします 相談放棄のお手伝いをします おおりにない、口のの使相談人について、2名以上相談放棄される場合、2名以降1名につき7万5000円(税込3万5000円) ※申述販券存制的が1カ月以内にかない場合、上記着予金に加え、1名あたり5万円(税込3万5000円) (なお、同つの使相談人について、2名以上相談放棄される場合、2名以降1名あたり3万円(税込3万3000円) (なお、同つの使相談人について、2名以上相談放棄される場合、2名以降1名あたり3万円(税込3万3000円) (なお、相談なそのご依頼の場合、1名につき2万円(税込2万2000円)。2名以降1名につき5000円(税込5500円)) ・当事務所で相談人間数を行う場合、3万5000円(税込2万5000円)(役込 4数数名でのご依頼の場合、1名につき3万円(税込2万5000円)(役込3万8500円)(なお、複数名でのご依頼の場合、1名につき3万500円(税込3万8500円)、2名以降1名につき500円(税込5500円)) ・当事務所で相談人間数を行う場合、3万5000円(税込3万8500円)、2名以降1名につき500円(税込5500円)) ・当事務所で相談人間ならずり場合、3万500円(税込3万8500円)(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万1000円)) ・おきまを対象とすることのでは簡単は、20万円(税込3万500円)(税込3万8500円)(税込1万00円)) ・おきまを対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対			
福徳放棄サポート 相徳放棄のお手伝いをします 福徳放棄のお手伝いをします 福徳放棄のお手伝いをします 福徳放棄のお手伝いをします 本生態発売期間がわり似めしない場合。上記書手金に加え、15カ円(税込5万5000円)) ※相様発生から3か月以上接続していても場合。上記書手金に加え、5万円(税込5万5000円) (なお、同一の被相様人について、2名以上相能放棄される場合。2名以降1名あたり3万円(税込5万5000円) (なお、同一の被相様人について、2名以上相能放棄される場合。2名以降1名あたり3万円(税込3万3000円) (なお、同一の使相様人について、2名以上相能放棄される場合。2名以降1名あたり3万円(税込3万3000円) (なお、複数金でのご依頼の場合、1名につき2万円(税込2万2000円) (なお、複数金でのご依頼の場合、1名につき2万円(税込2万2000円)、2名以降1名につき500円(税込5500円)) ・当事務で相様人調査を行う場合 3万5000円(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万円の円)) ・当事務で相様人調査を行う場合 3万5000円(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万円の円)) ・当事務で相様人調査を行う場合。7万円の(税込2万7000円)、2名以降1名につき1万円(税込1万円の円)) ・当事務で相様人調査を行る場合、1名につき3万円の例(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万円の円)) ・当事務で相様人調査を行る場合、1名につき3万円の例(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万円の円)) ・当事務が相様とののの円(税込3万8500円)(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万円のの円)(総公ののの円)(総公ののの円)(税込165万円)、2名以降1金ののの円)、2名以降1金ののの円(税込3万円のの円(税込3万円のの円)(税込165万円) ・場られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込1650万円) ・場られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込1650万円) ・場られた経済的利益が3000万円以を超入37所のの円)(税込1650万円)(税込1650万円)・・場られた経済的利益が3000万円を超入36円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込15万円)・・場られた経済的利益が3000万円を超入36円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込165万円)・・場られた経済的利益が3000万円を超入36円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込1650万円)・・・場られた経済的利益の300円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込1650万円)・・・場られた経済的利益が300円の円を超入36円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込1650万円)・・・場られた経済的利益が3000万円を超入36円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込1650万円)・・・場られた経済的利益の300円の円を超入37円のの円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
相続放棄サポート 相続放棄のお手伝いをします			
# 報総放棄サポート 相総放棄サポート 相総放棄のお手伝いをします			
相談放棄サポート 相談放棄サポート 相談放棄サポート 相談放棄サポート 相談放棄サポート 相談放棄がある。 ※相談発生から3カ月以上経過している場合、上記着手金に加え、5万円(税込3万3000円) (なお、同一の被相談人について、2名以上相談放棄される場合、2名以降1名あたり3万円(税込3万3000円) ・ 一次の業者より申述に心要な戸籍をすべて支援せいただける場合 2万円(税込2万2000円) ・ 一次の業者より申述に心要な戸籍をすべて支援せいただける場合 2万円(税込2万2000円) ・ 一次の業者とつって後期の場合、1名につき2万円(税込2万7000円)、2名以降1名につき5000円(税込5500円)) ・ 当事務所で相談人調査を行う場合 3万5000円(税込3万8500円)、2名以降1名につき5000円(税込1万1000円)) 相談放棄の手続が終わるまで)			
(なお、同一の被相続人について、2名以上相談放棄される場合、2名以降1名あたり3万円(税込3万3000円) 報酬金 1人あたり10万円(税込11万円) (中藤手数料(定型・非定型共通)(※5) - で鉄積まり申述に必要な戸籍をすべてご提供いただける場合 2万円(税込2万2000円) (なお、複数名でのご依頼の場合、1名につき2万円(税込2万2000円)、2名以降1名につき5000円(税込5500円))・当事務所で開飲人調度を行う場合 3万5500円(税込3万8500円)、2名以降1名につき5000円(税込5500円))・ 当事務所で開飲人調度を行う場合 3万5500円(税込3万8500円)(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万1000円)) 相談奴棄に関係する法律相談バック (相談奴棄の手続が終わるまで)			
報酬金 1人あたり10万円(税込1万円)	相続放棄サポート		
□ 本務手数料(定型・非定型共通)(※5) ・ ご依頼者より申述に必要な戸籍をすべてご提供いただける場合 2万円(税込2万2000円)(なお、複数名でのご依頼の場合、1名につき2万円(税込3万2000円)、2名以降1名につき1万円(税込1万1000円)) ・ 当事務所で相続人剛査を行う場合 3万5000円(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万1000円))) ・ 祖談放棄に関係する法律相談バック (相談放棄の手続が終わるまで) 4万円(税込2万円(税込2万円)(※4) ただし、業務時間時間まで、超過分は時間につき2万円(税込2万2000円) ・ 海の大経済的利益が3000万円との場合 経済的利益の15% + 30万円(税込3万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の15% + 1815万円(税込1650万円)(税込165万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と超え3億円起える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、経済の利益が3000万円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、経済的利益が3000万円と超え3億円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、経済的利益が3000万円と超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円と超え3億円対での場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円と超え3億円対での場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円と超え3万800円)(※5) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円と超え3万800円)(税込1万500円)(税込1万500円)(税込1万500円)) ・ 第6 十年 ・ 第5 手数			(なお、同一の被相続人について、2名以上相続放棄される場合、2名以降1名あたり3万円(税込3万3000円)
□ 本務手数料(定型・非定型共通)(※5) ・ ご依頼者より申述に必要な戸籍をすべてご提供いただける場合 2万円(税込2万2000円)(なお、複数名でのご依頼の場合、1名につき2万円(税込3万2000円)、2名以降1名につき1万円(税込1万1000円)) ・ 当事務所で相続人剛査を行う場合 3万5000円(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万1000円))) ・ 祖談放棄に関係する法律相談バック (相談放棄の手続が終わるまで) 4万円(税込2万円(税込2万円)(※4) ただし、業務時間時間まで、超過分は時間につき2万円(税込2万2000円) ・ 海の大経済的利益が3000万円との場合 経済的利益の15% + 30万円(税込3万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の15% + 1815万円(税込1650万円)(税込165万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と超え3億円起える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、経済の利益が3000万円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、経済的利益が3000万円と超え3億円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、経済的利益が3000万円と超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円と超え3億円対での場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円と超え3億円対での場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円と超え3万800円)(※5) ・ 第6 中、北経済的利益が3000万円と超え3万800円)(税込1万500円)(税込1万500円)(税込1万500円)) ・ 第6 十年 ・ 第5 手数			*DZIII A . 4 + 1 1 1 1 1 1 1 1 1
- ご依頼者より申述に必要な戸籍をすべてご提供いただける場合 2万円(税込272000円)、2名以降1名につき5000円(役込5500円))、当事務下で相談人調査を行う場合。1名につき2万円(校込278000円)、2名以降1名につき1万円(校込1万1000円)) 相談放棄に関係する法律相談パック (相談放棄の手続が終わるまで) 4万円(校込4万4000円) (複数 22万円)(株込27万000円)(株込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(校込1万1000円)) 著手金 20万円(校込27万円)(※4) ただし、業務時間時間まで。超過分は1時間につき2万円(校込2万2000円) ・ 持手数件 3万5000円(校込3万8500円)(株込5万2000円) ・ 持手数件 3万5000円(校込3万8500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3億円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(校込165万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3億円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3億円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3億円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3万8500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3万8500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3場で以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(校込35万円)(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限よ378500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限よ3億円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限よ3億円以下の場合 経済的利益の15% + 1815万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立3万8500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立3万800円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立3万800円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立3万800円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立75% + 30万円(校込1650万円) ・ 明られた経済的利益が3000万円と限立3万800円)(株) ・ 第られた経済的利益が3000万円と限立75% + 30万円(校込1650万円) ・ 第られた経済的利益が3000万円と限立75% + 30万円(校込1550万円)・ 様と250万円) 様別 200万円 (校込11万円) ・ 第の分割の経識書がある。または同等が成立した後 ・ 第の分割の経識書がある。または同等が成立した後 ・ 5万円(校込5万5000円)・全能機関法人数×3万円(校込3万3000円)・適産評価額の3%(※3)			報酬金 1人あたり10万円 (枕込11万円)
- ご依頼者より申述に必要な戸籍をすべてご提供いただける場合 2万円(税込272000円)、2名以降1名につき5000円(役込5500円))、当事務下で相談人調査を行う場合。1名につき2万円(校込278000円)、2名以降1名につき1万円(校込1万1000円)) 相談放棄に関係する法律相談パック (相談放棄の手続が終わるまで) 4万円(校込4万4000円) (複数 22万円)(株込27万000円)(株込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(校込1万1000円)) 著手金 20万円(校込27万円)(※4) ただし、業務時間時間まで。超過分は1時間につき2万円(校込2万2000円) ・ 持手数件 3万5000円(校込3万8500円)(株込5万2000円) ・ 持手数件 3万5000円(校込3万8500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3億円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(校込165万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3億円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3億円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3億円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3万8500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3万8500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限え3場で以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(校込35万円)(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限よ378500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限よ3億円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限よ3億円以下の場合 経済的利益の15% + 1815万円(校込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立3万8500円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立3万800円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立3万800円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立3万800円)(株) ・ 得られた経済的利益が3000万円と限立75% + 30万円(校込1650万円) ・ 明られた経済的利益が3000万円と限立3万800円)(株) ・ 第られた経済的利益が3000万円と限立75% + 30万円(校込1650万円) ・ 第られた経済的利益が3000万円と限立75% + 30万円(校込1550万円)・ 様と250万円) 様別 200万円 (校込11万円) ・ 第の分割の経識書がある。または同等が成立した後 ・ 第の分割の経識書がある。または同等が成立した後 ・ 5万円(校込5万5000円)・全能機関法人数×3万円(校込3万3000円)・適産評価額の3%(※3)			
(なお、複数名でのご依頼の場合、1名につき2万円(税込2万2000円)、2名以降1名につき5000円(税込5500円)) ・ 当事務所で相続、調査を行り場合 3万5000円(税込3万8500円) (なお、複数名でのご依頼の場合、1名につき3万5000円(税込3万8500円)、2名以降1名につき1万円(税込1万1000円)) 相談放棄に関係する法律相談パック (相談放棄の手続が終わるまで) 4万円(税込4万4000円)			
当事務所で相談人調査を行う場合 3万5000円(税込3万8500円)、			
代数数 年の			
相続放棄に関係する法律相談バック (相続放棄の手続が終わるまで)			
(相続放棄の手続が終わるまで) 4万円(桃込2万円)(※4)		相続放棄に関係する法律相談パック	
適産分割協議の 代理サポート			4万円(税込4万4000円)
適産分割協議の 代理サポート 協議の場合			着手金 20万円 (税込22万円) (※4)
選産分割協議の 代理サポート 協議の場合 報酬金(※6) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) 着手金 30万円(税込33万円)(※4) 期日日当 1期日につき3万円(税込37万8500円)(※5) 報酬金(※6) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3000万円 (税込1万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超え3億円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超済の85% + 1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超済の85% + 1815万円(税込33万円)(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超済の利益の15% + 30万円(税込33万円)(税込1650万円)	1		
選産分割協議の 代理サポート 協議の場合 報酬金(※6) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15%+30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10%+150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) 着手金 30万円(税込33万円)(※4) 期日日当 1期日につき3万円(税込3万3000円) 事務手数料 3万5000円(税込3万8500円)(※5) 報酬金(※6) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15%+30万円(税込37万円) ・得られた経済的利益が3000万円と取り場合 経済的利益の15%+30万円(税込37万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10%+150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込15万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超え3億円以下の場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超済の80円) ・得られた経済の利益が3000万円と超点の15%+30万円(税込15万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超済の80円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の15%+30万円(税込15万円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の300円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の80円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の80円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の300円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の300円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の300円) ・得られた経済の利益の300円) ・得られた経済の利益の300円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の300円) ・得られた経済の利益の300円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の300円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の300円) ・得られた経済の利益が3000万円と超済の300円) ・得られた経済の利益の300円) ・得られた経済の利益の300円 ・得られた経済	And the same of a same of the same		
・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) 着手金 30万円(税込33万円)(※4) 期日日当 1期日につき3万円(税込3万3000円) ・務手数料 3万5000円(税込3万8500円)(※5) 報酬金(※6) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円と応募6・経済的利益の15% + 30万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) 着手金 10万円(税込11万円) ・お手数半 3万5000円(税込11万円) ・お手数料 3万5000円(税込1万円) ・お手数半 3万5000円(税込1万円) ・ 第条手数半 3万5000円(税込1万6500円) ・ 第条手数半 3万5000円(税込1万6500円) ・ 第条手数半 3万5000円(税込1万6500円) ・ 第条手数半 3万5000円(税込1万6500円) ・ 第条手数半 3万5000円(税込3万3000円) + 遺産評価額の3%(※3)			
・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10%+150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) 着手金 30万円(税込33万円)(※4) 明日日当 1期日につき3万円(税込3万3000円) 事務手数料 3万5000円(税込3万8500円)(※5) 報酬金(※6) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15%+30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15%+30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円と下の場合 経済的利益の10%+150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円と超済の利益の5%・1815万円(税込1650万円) ・ 得られた経済的利益が3000万円(税込1万円) ・ 報産学の利益の5%・1815万円(税込1650万円) ・ 第5条数 3万5000円(税込1万円) ・ 報産学価額の3%(※3)	代理サポート		
遺産分割協議の 代理サポート 調停・審判の場合 第チ金 30万円(税込3万円)(※4) 期日日当 1期日につき3万円(税込3万3000円) 報酬金(※6) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・ 報酬金 10万円(税込11万円) ・ 報酬金 10万円(税込11万円) ・ 事務手数料 3万5000円(税込1万6500円)(・ 事務手数料 3万5000円(税込1万6500円) ・ 第を分割の協議書がある、または調停が成立した後			
遺産分割協議の 代理サポート 調停・審判の場合 期所 (税込3万円) (税込3万8500円) (総375000円) 事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (総375000円) (税込3万8500円) (税込3万8500円) (税込3万8500円) (税込3万8500円) (税込3万円) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円 (税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円 (税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円 (税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円 (税込1万円) ・			
遺産分割協議の 代理サポート 調停・審判の場合 期日日当 1期日につき3万円(税込3万3500円)(※5) 報酬金(※6)・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15%+30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円と超え3億円以下の場合 経済的利益の10%+150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10%+150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円(税込1650万円) ・着手金 10万円(税込11万円) 報酬金 10万円(税込11万円) 事務手数料 3万5000円(税込3万8500円)(※5) 月額 1万5000円(税込3万8500円)(※5) 月額 1万5000円(税込1万6500円)	書産公割物業の		
選産分割協議の 代理サポート 調停・審判の場合 報酬金 (※6) ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円(税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円) 着手金 10万円(税込11万円) 報酬金 10万円(税込11万円) 事務手数料 3万5000円(税込3万8500円)(※5 月額 1万5000円(税込3万8500円)(※5 月額 1万5000円(税込1万6500円)			期日日当 1期日につき3万円 (税込3万3000円)
代理サポート			事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% +30万円 (税込33万円) ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10% +150万円 (税込165万円) ・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% +1815万円 (税込1650万円) 着手金 10万円 (税込11万円) 調産分割協議			報酬金 (※6)
遺産分割協議 遺産分割協議について代理業務以外の業務をサポート 10万円(税込11万円) ボックアップ トします 10万円(税込11万円) 事務手数料 3万5000円(税込1万円) 事務手数料 3万5000円(税込3万8500円)(※5) 月額 1万5000円(税込1万6500円) 遺産分割の協議書がある、または調停が成立した後 5万円(税込5万5000円)+金融機関法人数×3万円(税込3万3000円)+遺産評価額の3%(※3)	10年リホート		・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15%+30万円(税込33万円)
遺産分割協議 遺産分割協議について代理業務以外の業務をサポー 報酬金 10万円 (税込11万円) 報酬金 10万円 (税込11万円) 事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5) 月額 1万5000円 (税込1万6500円) (税込3万8500円) (税込3万3000円) + 遺産分割の協議書がある、または調停が成立した後 5万円 (税込5万5000円) + 金融機関法人数×3万円 (税込3万3000円) + 遺産評価額の3% (※3)			・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円 (税込165万円)
遺産分割協議 遺産分割協議について代理業務以外の業務をサポート 以前を分割の協議書がある、または調停が成立した後 10万円 (税込1万円) (税込3万8500円) (※5) 月額 1万5000円 (税込3万8500円) (税込1万6500円) (税込1万6500円) (税込1万6500円) + 遺産分割の協議書がある、または調停が成立した後 5万円 (税込5万5000円) + 金融機関法人数×3万円 (税込3万3000円) + 遺産評価額の3% (※3)			・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5%+1815万円 (税込1650万円)
パックアップ トします 事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5) 月額 1万5000円 (税込1万6500円) 遺産分割の協議書がある、または調停が成立した後 5万円 (税込5万5000円) + 金融機関法人数×3万円 (税込3万3000円) + 遺産評価額の3% (※3)			着手金 10万円 (税込11万円) ————————————————————————————————————
月額 1万5000円 (税込1万6500円) 遺産分割の協議書がある、または調停が成立した後 5 万円 (税込5万5000円) + 金融機関法人数×3 万円 (税込3万3000円) + 遺産評価額の3% (※3)	遺産分割協議	遺産分割協議について代理業務以外の業務をサポー	報酬金 10万円 (税込11万円)
遺産分割の協議書がある、または調停が成立した後 5万円 (税込5万5000円) +金融機関法人数×3万円 (税込3万3000円) +遺産評価額の3% (※3)	バックアップ	トします	事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
遺産分割サポート 【			月額 1万5000円 (税込1万6500円)
の事務手続をサポートします 事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)	请産分割サポート		
		の事務手続をサポートします	事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)

		着手金
		A.着手金なしブラン
		交渉:無料
		調停:無料
		訴訟:無料
		B.着手金ありプラン (※7)
遺留分減殺請求		交渉: 20万円(税込22万円) (5時間まで。超過分は1時間につき2万円(税込2万2000円))
		調停:30万円(税込33万円)(4期日まで。超過分は1期日につき3万円(税込3万3000円))
		訴訟:30万円(税込33万円)(4期日まで。超過分は1期日につき3万円(税込3万3000円))
	遺留分侵害請求等をする請求者側	
サポート	是由为以自由小子で,V由小自内	事務手数料
1		交渉: 3万5000円(税込3万8500円)
		調停:3万5000円(税込3万8500円)
		訴訟:3万5000円(税込3万8500円)
		報酬金
		得られた経済的利益 (※8) により、
		・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15%+30万円(税込33万円)
		・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円(税込165万円)
		・得られた経済的利益が3億円超える場合 経済的利益の5% + 1815万円(税込1650万円)
調停・裁判サポート		着手金 40万円 (税込44万円)
	自筆証書遺言無効訴訟	報酬金 40万円 (税込44万円) +10%
		事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
		着手金 50万円 (税込55万円)
	公正証書遺言無効訴訟	報酬金 50万円 (税込55万円) +10%
		事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
		着手金 10万円 (税込11万円)
	寄与分を定める処分調停申立 (※8)	報酬金 10万円 (税込11万円)
		事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
	その他(不当利得返還など、預貯金を不当に払い戻	着手金 40万円 (税込44万円) ~
	されている事案等)	事務手数料 3万5000円 (税込3万8500円) (※5)
※1 白筆証書请言作	成の場合 ご希望があれば 遺言書の保管を圧額480	00円にて承ります(信託銀行に遺言作成を依頼した場合、

- ※1 自筆証書遺言作成の場合、ご希望があれば、遺言書の保管を年額4800円にて承ります(信託銀行に遺言作成を依頼した場合、保管費用は年額5000円~6000円程度かかります)。
- ※2 公正証書遺言作成の場合、立会人2名分(弁護士と当事務所の事務職員1名が立ち会います)の日当と公証人への報酬が別途 必要となります。なお、弁護士の日当は1時間2万円(税込2万2000円)、事務職員の日当は1時間5000円(税込5500円)となります。
- ※3 ただし、単なる不動産の相続登記手続き分は遺産評価額に参入しません。
- ※4 原則としてご依頼者様おひとりごとに上記着手金が必要になります。
- ※5 ご依頼者様おひとりごとに上記事務手数料が必要になります。
- ※6 得られた経済的利益とは、交渉、調停、審判(又は訴訟)の結果、最終的にご依頼者様が取得した財産の合計額となります。 ただし、不動産や有価証券などの評価を伴う財産については、相手方との間で決定した評価額を元に算定します。 なお、相手方との間で評価額を明確に決定しなかった場合は、最終的にご依頼者様が取得した時点での市場価格を元に算定します。 また、経済的利益の額は、ご依頼者様おひとりごとに計算します。
 - なお、経済的利益から算出した報酬額が最低成功報酬(30万円)を下回る場合は、30万円(税込33万円)を報酬金といたします。
- ※7 なお、報酬は目安であり、実際のご相談の時に具体的な額を見積りさせていただきます。
- ※8 得られた経済的利益とは、交渉、調停、審判(又は訴訟)の結果、最終的にご依頼者様が取得した財産の合計額となります。 ただし、不動産や有価証券などの評価を伴う財産については、相手方との間で決定した評価額を元に算定します。
 - なお、相手方との間で評価額を明確に決定しなかった場合は、最終的にご依頼者様が取得した時点での試乗価格を元に算定します。
 - また、経済的利益の額は、ご依頼者様おひとりごとに計算します。
- なお、経済的利益から算出した報酬額が最低成功報酬(30万円)を下回る場合は、60万円(税込33万円))を報酬金といたします。
- ※9 遺産分割の調停申立てを同時に依頼いただく場合